

## 平成 30 年度 社会福祉法人下呂市社会福祉協議会事業計画

### <基本方針>

少子高齢化や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、生活困窮や消費者被害、介護機能の低下、障がいを持つ方々の暮らしにくさ等複雑多様化した課題を有するニーズを持つ市民が増えています。

こうした状況に対応するため、公共性の高い組織として、地域の福祉ニーズを的確に把握し、「誰もが安心して地域で暮らし続けられる福祉のまちづくり」の推進役としての社協の役割が益々重要となっています。

また、社会福祉法の改正により、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が社会福祉法人に位置付けられたことに伴い、人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現のため、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性や地域の関係者・関係機関等とのネットワークを活かしながら更に積極的なまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

地域福祉課では「第 3 期下呂市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の推進を業務の柱として市民参加の地域づくりを進めていきます。

在宅福祉課は介護報酬や自立支援報酬の改定への根本的対応を中心として経営改善と業務改善に取り組み市民のためのサービス提供体制の確立に努めます。

総務管理課は下呂市社協の置かれている現状と課題を整理し、法人の経営目標を明確にし、業務執行機関としての理事会、専門部会等法人の経営体制の強化を図り、職員の処遇改善に取り組み、組織作りと職員の資質向上に努めます。

### 1. 地域福祉課

第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進を基本に置き、下呂市と共同で実施した「高齢者の生活に関するアンケート」結果から、地域ニーズに対応できる仕組みやサービスの創出を重点とし、以下に示す事業を重点事業と位置付け推進する。

- ・ 小地域福祉活動の充実（福祉委員の役割り定着化）
- ・ 生活支援体制整備事業の推進（新たなサービスや仕組みの研究・開発）

また、時代の変化、制度の改正、費用対効果など、様々な課題から何らかの見直しが必要な事業を明確にして、30 年度中に理事会（専門部会）で検討いただけるよう内容を精査します。

## ■ 重点事業

事業	小地域ネットワーク事業
目的	福祉委員会（分会）の活性化、充実を図り、身近な困りごとの早期把握や、見守りネットワークの拡充を目的とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>『近隣たすけあい活動の手引き』をより分かり易く更新し、福祉委員（会）の役割をより明確に伝えることで、市内全域で小地域ネットワークが強化されることを目指します。</li> <li>各地区の状況に応じた地区別の目標を設定し、その目標に向かって地域へのアプローチを積極的に行います。</li> <li>「高齢者の生活に関するアンケート」の結果を、福祉委員会（分会）等にフィードバックすると共に、地区単位で地域福祉、地域づくりについて話し合う機会を設けていきます。</li> </ul>

事業	生活支援体制整備事業
目的	新たなサービス創出や、住民同士での支えあい活動の基盤や意識、環境醸成を図ることで、住み慣れた自宅で暮らし続けられる地域づくりを目的とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者の生活に関するアンケート」結果を基に、地域福祉計画推進協議会（第1層協議体）にて市単位での生活支援サービスや支えあいの仕組みづくりなどを諮り研究・開発を進めます。</li> <li>自治会（福祉委員会）、民生委員児童委員協議会等にアンケート結果など開示し、状況を共に考え、地域単位での支え合い活動の必要性を啓発していきます。</li> <li>市内5生活圏域ごとで、生活支援活動の充実をめざし、シルバー人材センターとの連携や、生活支援ボランティア養成講座の実施・組織化。既存団体との連携や活動の活性化など、地域に合った方法を選択しつつ、市内全域に生活支援活動の仕組み拡充を図ります。</li> </ul>

※ 上記の重点事業を推進するため、地域担当職員は積極的に各地域と関わりを持ち、社会資源の把握、ネットワーク化（つながり構築）に努めます。

## ■ 見直し事業

### （1）一般介護予防事業（介護予防教室）

介護保険法に基づき受託している「介護予防教室」は、新しい介護予防・地域支援事業の位置付けの中で市として見直しが検討されている。

本事業は高齢者の約1割が参加し、住民が求める集いの場として長く実施してきた事業であることから、住民ニーズを把握し、「どのような事業に移行するか」を高齡福祉課と検討を進め、方向性が決まり次第、新たな事業への移行を進めます。

また社協がそもそも推進すべき地域で集う場（サロン）とも整合性を図りながら推進していきます。

## (2) 在宅福祉サービスに位置づく事業

### ①福祉用具貸出事業 ②福祉車両貸出事業 ③福祉移動サービス事業

いずれも会費を主な財源として制度の狭間を埋める在宅福祉サービスとして地域福祉課所管事業として実施していますが、ご利用者の多くが要支援、要介護認定者または障がい者手帳保持者、及びそのご家族であることから、ご利用者への適格なサービス提供、関係機関との連携（ケース会議等への参加）などの面から、事業毎に30年度中に在宅福祉課と所管課の見直しを含めた、事業運営の在り方を検討・協議していきます。

## (3) 一人暮らし高齢者対象事業

当事者同士の交流や外出の機会を目的として実施してきました。

支部によっては民生委員児童委員との連携や、ボランティアグループとの協働など、ネットワーク強化にもなっている事業です。一方で年に1・2回の行事で、参加者は全体の一割弱となっており、目的である『お一人暮らしの方の交流の機会、仲間づくり』となっているか、また本当に交流や外出の機会が必要な人（必要と思われる人）の参加できる事業なのか等、費用対効果も含め当事業には課題もあります。

時代の変化、これから社協の果たすべき役割など含めて、平成30年度中に当事業の目的と、それを成し得る方法（事業）の在り方について必要な見直しを図ります。

## (4) 在宅介護者対象のリフレッシュ事業

市内の居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）の協力をいただき、要介護認定者を在宅で介護してみえる皆さんに呼び掛け、当事者同士の交流やレスパイト（介護者の休息）を目的として実施してきましたが、介護保険制度施行以来、下呂市にも多様な事業所、事業形態が増え、レスパイトとしての役割は薄れました。また、それぞれの介護事業所が、それぞれのサービス向上を旨としてご利用者のみならずご家族への様々な配慮もされる時代となってきました。

平成30年度中に在宅福祉課と事業の是非（継続・見直して継続・廃止）について検討します。

## 2. 在宅福祉課

### ■ 介護サービス事業

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、国民1人1人がその状態に応じた適切なサービスを受けられること、あわせて国においても介護保険の財源が不足することが予測される中で、今後も持続可能なサービス体系と報酬体系となるよう、平成30年度の介護報酬改定が示されました。改定の内容は、全体としてはプラス改定と言うものの通所介護報酬の引き下げにより収支状況は厳しい内容となりました。

このような中でも、在宅介護事業の役割は大きく、既存のサービスの質の向上、更なるサービスの充実強化を図るため経営の健全化はもとより、ご利用者の生活を支える事業者、関係機関等とより一層連携を深め市内全域での事業推進に努めてまいります。

また、行政と一体となって「下呂市高齢者福祉計画」及び「第7期下呂市介護保険事業計画」への積極的な参画とその推進を行い、市民が安心して地域で暮らし続けられる事業の

実施に努めます。更に契約最終年となる「下呂市デイサービスセンター指定管理」契約についても、その内容を充分精査検討し、サービスの安定供給のために行政と協議してまいります。

#### (1) 居宅介護支援事業所（ケアサポートセンター）

- ・安定した運営のために、主任介護支援専門員及び介護支援専門員の適切な配置を行います。
- ・各事業所において、地域包括支援センターや関係機関と連携を図り、新規ご利用者の獲得及び介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を積極的に受託し、安定した利用者数の確保に努めます。
- ・社協の介護支援専門員として、その役割を自覚して、地域の生活課題や福祉ニーズの発見に努め、インフォーマルなサービス（制度外サービス）の活用も視野に入れ、不足している社会資源や地域における課題を提案します。

#### (2) 訪問介護事業所（ホームヘルパーステーション）

- ・ご利用者の生活向上に資するサービス提供を行い、自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- ・各事業所において、新規ご利用者の獲得のために、提供サービス内容の改善に積極的に取り組みます。
- ・ICT化等も含め、効率のよい業務が行えるよう、働き方を見直し、働きやすい職場環境作りに努めます。

#### (3) 訪問入浴介護事業所（訪問入浴サービスセンター）

- ・安定した運営のために、事業所の統合等効率のよい業務が行えるよう、働き方を見直し、働きやすい職場環境作りに努めます。

#### (4) 通所介護事業所（デイサービスセンター）

- ・安定した運営のために、体制の強化、各事業所の統合・廃止、定員、営業日等を見直し、質の高いサービス提供ができるように検討します。
- ・各事業所において、新規ご利用者の獲得のために、共生型障がい福祉サービスを含む提供サービス内容の改善に積極的に取り組みます。
- ・ICT化等も含め、効率のよい業務が行えるよう、働き方を見直し、働きやすい職場環境作りに努めます。

### ■ 障がい福祉サービス事業

共生社会の実現、障がい者の重度化・高齢化への対応、就労支援サービスの質の向上などを踏まえ、平成30年度障害福祉サービス等報酬が改定されました。特に就労系サービスの基本報酬については、平均工賃月額に応じた報酬設定（出来高払い）とされ、厳しい内容となりました。このような中、更なるサービス強化を図り、ご利用者の生活を支える事業者、関係機関等とより一層連携を深め障がい福祉事業の推進に努めてまいります。

また、行政と一体となって「第2期下呂市障がい者福祉計画」及び「第5期下呂市障がい福祉計画」への積極的な参画とその推進を行い、障がいをお持ちの方々も安心して地域で暮らし続けられる事業の実施に努めます。

### (1) 障がい者就労継続支援 B 型事業（就労支援センター）

- ・障がいを持ってみえる方々の憩いの場・就労の場、一般就労への訓練の場として、安定した運営のため体制の強化を目指します。
- ・平均工賃月額 10,000 円を目標に、請負業務の拡大（開拓）、自主製品の開発等を検討し、施設外就労等を積極的に取り入れ、対象者に選ばれる施設運営を目指します。
- ・「ご利用者の親の高齢化」「親亡き後」など、ご家族等の願いに耳を傾け「障がい者就労移行支援事業」や「共同生活援助（グループホーム）」の必要性について検討します。

### (2) 居宅介護（身障ホームヘルプ）・生活介護（身障デイサービス）・移動支援等

- ・介護サービス事業と一体的に進め、多様なニーズに的確に応えられる事業展開を図ってまいります。

## ■ 児童館運営事業（下呂中央児童館）

- ・下呂市の保育園統合計画の進捗により継続条件が危惧されていたところですが、移動児童館については、上原児童館への統合、すみれっ子クラブについてはこれまで通り上原デイサービスセンター 2 階を活用して実施することとなりました。これに伴い職員の働き方については 2 つの事業の開催場所が異なることとなりますが、利用される子供たちや親御さんに与える影響を最低限で留めることが可能となりました。今後の事業展開には注目しつつも昨年度と同様のサービスを提供してまいります。

## 3. 総務管理課

### ■ 組織基盤の強化

- (1) 法人のガバナンス（内部統治）の更なる強化と財務体質の改善を進め安定した運営を図ります。
- (2) 運営を拡充していくため会費、寄付金、事業収入などの自己財源の確保、各種基金のあり方など財政基盤の強化に向けた検討を行います。

### ■ 働きやすい職場環境への改善と人材育成の推進

- (1) 働き方改革実行計画の方針や昨年度から実施した自己申告書による相互の意見の確認を行い、職員が意欲を持ちいきいきと協力し合い働くことができる組織づくりを進め、人材確保にも努めていきます。
- (2) 職務による役割や責務を同一労働同一賃金などの観点から処遇改善並びに福利厚生  
の均等・均衡待遇の確保を進めていきます。
  - ・人事考課制度の検証（実態の精査）と運用の検討
  - ・職員並びに臨時職員の労務条件等に関わる規則類の見直し
- (3) 組織運営の向上における職員に対する計画的な研修の実施及び、職務に必要な資格取得による人材育成を積極的に取り組みます。また、業務改善に対して職員ひとり一人  
が意識を高め、業務の効率向上及び経費の節約／削減等を含めた業務改善が進められる  
組織風土づくりを行ってまいります。